

# フェリス女学院大学における研究活動に係る行動規範

2013年12月11日制定

2015年2月10日改正

## 1 目的

この行動規範は、フェリス女学院大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究活動の円滑な遂行を図るために、研究活動上の基本的な行動指針を明らかにするものである。

## 2 大学の責務

- (1) 本学は、研究活動及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、必要かつ適切な措置を講じ、適正な執行管理に努める。
- (2) 本学は、研究活動及び研究費の取扱いにおいて不正行為が認められた場合は、迅速に原因の究明にあたり、適切な対処策を講じ、学内外への説明責任を果たす。

## 3 研究活動に関わる者の責務

- (1) 研究者は、研究活動において高い倫理観を保持し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。
- (2) 研究者は、研究活動において起こりうるあらゆる形態の差別を行わない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。
- (3) 研究者及び事務職員は、研究費が国民の税金による公的資金等を原資としていることを認識し、社会的信頼に応えるよう、適正な使用及び運営・管理にあたる。
- (4) 研究者及び事務職員は、関係する法令・通知及び本学の諸規則諸規程等を遵守し、職務上知りえた情報は適正に管理する。
- (5) 事務職員は、常に運用基準等を遵守し、研究支援に努める。